

令和7年 網走市議会
総務経済委員会会議録
令和7年5月23日（金曜日）

○日時 令和7年5月23日 午前10時19分開会

○場所 議場

○議件

- 議案第2号 網走市豆類ラック乾燥施設新設
プラント工事請負契約の締結について
- 報告第2号 網走市税条例の一部を改正する
条例制定に係る専決処分の報告
について
- 報告第3号 網走市都市計画税条例の一部を
改正する条例制定に係る専決処
分の報告について

○出席委員（8名）

委員長	井戸達也
副委員長	石垣直樹
委員	小田部照 澤谷淳子 立崎聰一 深津晴江 松浦敏司 山田庫司郎

○欠席委員（0名）

○議長 平賀貴幸

○傍聴議員（6名）

金兵智則
里見哲也
永本浩子
古田純也
古都宣裕
村椿敏章

○説明者

副市長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博
建設港湾部長	立花学
税務課長	稻垣一寿
建築課長	小原功
建設港湾部参事	遠藤崇哲

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	本橋洋樹
総務議事係長	和田亮
総務議事係	山口諒 平間公稀

午前10時19分開会

○井戸達也委員長 ただいまから、総務経済委員会を開催いたします。

本日の委員会では付託されました議案1件、報告2件について審査をいたします。

それではまず初めに、議案第2号網走市豆類ラック乾燥施設新設プラント工事請負契約の締結について説明を求めます。

○小原功建築課長 議案資料3ページ、資料2号を御覧願います。議案第2号網走市豆類ラック乾燥施設新設プラント工事請負契約の締結について御説明いたします。

契約の内容でございますが、契約の目的、工事名は記載のとおりで、入札執行は、令和7年5月8日に一般競争入札にて実施いたしました。今回、落札業者の株式会社サタケと7億1,280万円で契約を行おうとするもので、工事完了予定日は令和8年3月31日でございます。工事の概要でございますが、工事施工場所につきましては、記載のとおりで、工事内容といましましては、記載の荷受設備、貯留乾燥設備などのプラント工事のほか、施設建築に係る設計でございます。なお、4ページに参考平面図及びイメージ図を記載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

○深津晴江委員 それでは、一般競争入札というところでございますが、何社参加されたのでしょうか。

○小原功建築課長 応札は1社でございました。今回の落札業者のみでございます。

○深津晴江委員 予定価格との差は幾らあったのでしょうか。

○小原功建築課長 税込みの予定価格でございますが、7億2,875万円。それに対し今回の落札価格7億1,280万円となり、落札率で申し上げれば、97.81%ということでございます。

○深津晴江委員 落札価格としましては、妥当なところなのかなというふうに思うのですが、ちょっと1社というのは寂しいかなというふうに思うのですが、その点については、いかがだったのでしょうか。

○小原功建築課長 隣接地に令和2年に建設いたしました麦類乾燥施設がございますが、このときも別の業者でございますが、1社だけの応札でございました。落札率も96%程度であったというふうに認識をしております。

○深津晴江委員 それについてはわかりました。この株式会社サタケさんというのは、どちらの業者になるのでしょうか。

○小原功建築課長 議案に記載の本社は広島県東広島市ということになります。

○深津晴江委員 それについては理解いたしました。それで確認なのですが、3月に補正予算が組まれたと思いますが、この農業振興費についてというところで、プラント建設など、トータルでいうと52億の補正予算が組まれまして、その中のプラント建設などの工事請負費が50億何がしっていう金額だったかと思いますが、その中の今回は7億っていうところというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○小原功建築課長 そのとおりでございます。今回設計していただいた後、9億程度の施設の建設について、また建設の契約を結ぼうとするものでございます。

○深津晴江委員 それについては理解いたしました。今後、続していく工事っていうふうに理解したいと思います。それでなんですが、完了予定が令和8年3月31日ということでしたが、実際に使えるのはいつの予定なのか教えてください。

○小原功建築課長 麦の収穫時期でございます来年の8月というふうに聞いております。すみません。豆の受入れと乾燥なものですから、その入る8月ということで聞いております。

○深津晴江委員 3月に完了して、もちろん豆が出てくる夏以降ということになってくるかと思いますが、その受入れで来年度から活用していけるってことで理解したいと思います。

私の質問は以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 1社の応札でということでわかりましたが、この工事を実際にやるわけですけれども、この株式会社サタケというところが当然中心になってやるんでしょうが、地元の網走の業者っていうのは、下請なり孫請なり入るような予定はあるんでしょうか。

○小原功建築課長 まだ本契約をこれからということですので、詳しく下請の事業者については確認をしておりませんが、従前より地元でできるものは下請でお願いしたいということで申し上げておりますので、今回もそのようなことで進めたいというふうに考えております。

○松浦敏司委員 豆類ということであって、これから豆類をしっかりと網走としても取り組んでいくんだろうというふうに思います。それで基本的には市がこういう形で入って、そして国から、もうお金が当然来るんだろうというふうに思うんですが、これは多分、隣にある麦乾施設と同じような流れかなというふうに思うのですが、その辺、出来上がった後、市とJAとの関係で、どんな流れになるのかその辺、簡単に説明していただければと。

○井戸達也委員長 暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時30分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

松浦委員の質疑に対する答弁から。

○後藤利博副市長 先ほどの管理運営の関係でございますけれども、市が直営で行うということにはなりません。先例の同様の施設のような形での管理運営にしていくということになると思います。

○松浦敏司委員 本契約も結ばれておりませんので、わかりました。取りあえずわかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 先ほど深津委員から、ちょっと質疑がありましたけれども、その関連になるかもしれません、3月の追加議案で約52億程度の予算計上がされていまして、その中の7億と先ほど説明がありました。それで、次に9億程度の工事が予定されている説明もあったのですが、全体で、例えば9億出て今7億ですから、十六、七億になるんですが、まだ相当なお金が残ってるのですが、これ8月に供用開始をしても、全ての機能が動き出すということではないというふうに解釈して、まだまだ工事っていうのは続くというふうに考えていいのかどう

か、ちょっと説明いただきたいと思います。

○小原功建築課長 3月に補正をいただいた52億の内訳でございますが、工事といたしましては、大きく二つの建物を造ることとなります。今回上程させていただいているのは、豆類の乾燥施設でございまして約16億円程度。そのほかに隣接地になりますが、4,000平米程度のバレイショ等を貯蔵する倉庫、これが30数億円、34億円程度で本年度建設を始めるところでございます。これにつきましては、現在、設計を農協のほうで行っているという状況でございます。

○山田庫司郎委員 3月の説明のとき私の認識が不足したのかもしれません、バレイショの関係の施設もこの中に入っていると、50何億中に。それでは、豆関係については8月から完全に乾燥を含めて、供用開始できますという説明で、その後、また違う施設を建設をするということなんですか。一緒に次に出るわけですか。

○小原功建築課長 先ほど申し上げました貯蔵施設、芋の貯蔵施設でございますが、これは現在、設計中でございますので、本年8月の入札を予定して進めているところでございます。こちらにつきましても年度内の完成を予定しております。

○山田庫司郎委員 それが約35億になるのかどうかですが、わかりました。令和7年度中に、完成しなければ繰越しか何かの処置をしなくてはならないわけですから。理解をさせていただきます。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第2号網走市豆類ラック乾燥施設新設プロジェクト工事請負契約締結については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたしました。

○井戸達也委員長 次に、報告第2号網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について説明を求めます。

○稻垣一寿税務課長 報告第2号網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について、御説明申し上げます。議案資料6ページ、資料4号を御覧願います。

1、趣旨でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、当該条例の関係部分について、所要の改正

を行うものでございます。

2、内容でございますが、1点目は、軽自動車税種別割の税率区分の見直しの規定で、令和7年11月以降に製造される排気量50cc以下の原動機付自転車に適用となります新たな排ガス規制に対応する2輪車について、現在の原動機付自転車とは別に、新たに税率区分を設けるものでございます。2点目は、軽自動車税種別割の減免に関する規定で、令和7年3月からマイナンバーカードと運転免許証が一体化されたマイナ免許証の運用が開始されたことに伴い、減免申請時に提示する運転免許証としてマイナ免許証を加えるものでございます。3点目は、特定マンションの長寿命化に対する固定資産税の減額特例の規定で、区分所有のマンションが大規模修繕工事を行った場合に、減額措置の要件を満たしていれば、所有者ではなく、マンション管理組合などの管理者からの書類提出でも特例措置を適用できるとされたものでございます。4点目は、地方税法等の改正に伴い、関係する市税についての文言等の整理を行うものでございます。

3、施行期日等につきましては記載のとおりでございます。新旧対照表につきましては、次ページ以降に記載しております。

ただいま御説明申し上げました市税条例の改正につきましては、緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付をもって、専決処分をさせていただきましたので、ここに御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 ちょっと教えていただきたいのは、この最初の税率区分に係る規定の中で、50cc以下の原動機付自転車って僕ら今まで言っていたのだけれども、その辺の、具体的にちょっとイメージが湧かないのですが、どんなふうに変わらのか、わかるようにお願いします。

○稻垣一寿税務課長 50cc以下の原動機付自転車、俗に言う原付と言っているものなのですが、これに対する排ガス規制が厳しくなりまして、現状の50ccでは、その排ガス規制をクリアできないということになりまして、メーカー側においても、それをクリアする新たな原動機付自転車を開発するのがコスト的に見合わないということで、現行の125cc、この

車体、エンジンを流用して出力を現在の50cc並みの原付と同じ程度まで落として、それを50cc以下の原動機付自転車と同じように取り扱うということで、なので、税率区分につきましては、125cc未満、かつ出力が4キロワット以下、この4キロワットというのは馬力に直すと約5.4馬力ということで、現在の50ccの原動機付自転車と同程度の馬力になります。そうすることによって、現在の原動機付自転車の免許でも運転できるように対応しようということで整理されたものでございます。

○松浦敏司委員 よくわかりました。全く当初わからませんでしたけれども、そういう理由でそういうことになったのだというふうに理解しました。それで、あと3の特定マンションの固定資産に係る減税特例というのですが、これはもうちょっと詳しく伺いたいのと、対象となるマンションというのは、網走にはどのぐらいあるのでしょうか。

○稻垣一寿税務課長 特定マンションの固定資産税の減額特例ということでございますが、まずここで規定されています特定マンションというのですがですね、築20年以上で10戸以上の区分所有マンション、いわゆる分譲マンションで、長寿命化工事をですね既に1度以上行っているマンション、それと長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保している。まずこの条件をクリアしているマンションが長寿命化工事を行った場合に、固定資産税の減額特例の対象となるということでございます。こちらの対象の要件を満たしているマンションでございますが、網走市においては区分所有分譲マンションは1棟ございますが、まずこちらのマンションはまだ築20年経過しておりませんので、網走市において、現在この特例の対象になる建物はございません。

○松浦敏司委員 理解しました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

報告第2号網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告については、全会一致により、報告承認すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

○井戸達也委員長 次に、報告第3号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分

の報告について説明を求めます。

○稻垣一寿税務課長 報告第3号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について、御説明を申し上げます。議案資料16ページ、資料5を御覧願います。

1、趣旨でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、当該条例の関係部分について、所要の改正を行うものでございます。

2、内容でございますが、関係する都市計画税についての条文の整理を行うものでございます。

3、施行期日等につきましては、記載のとおりでございます。新旧対照表につきましては、次ページ以降に記載しております。

ただいま御説明申し上げました都市計画税条例の改正につきましては、緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付をもって、専決処分をさせていただきましたので、ここに御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

報告第3号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告については、全会一致により報告承認すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

それでは、これで総務経済委員会を終了いたします。

午前10時42分閉会